

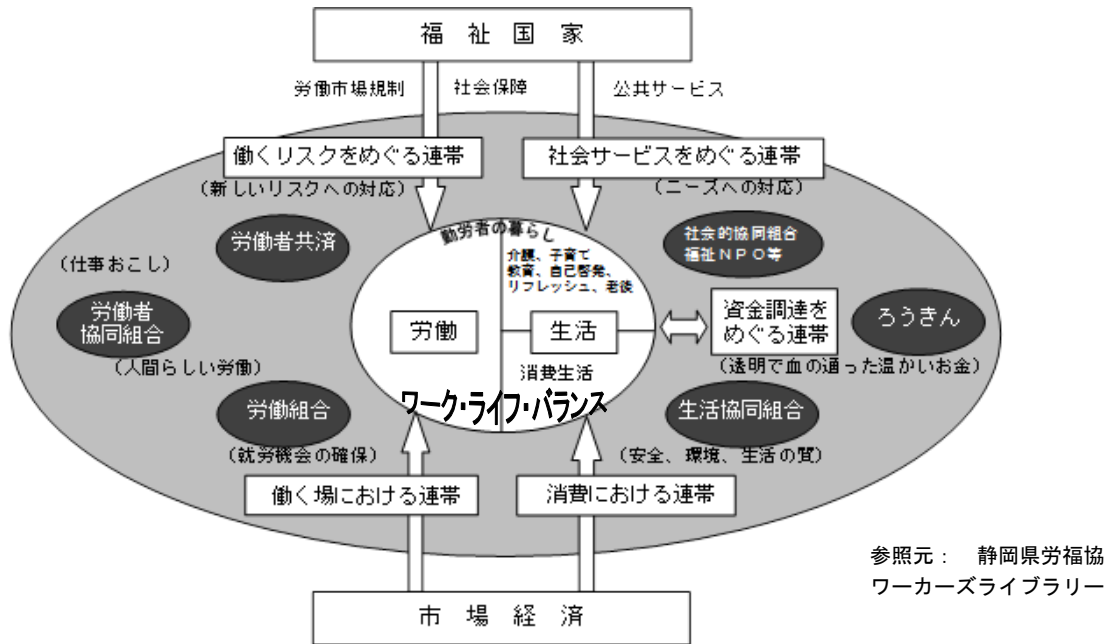
# 労働者自主福祉運動の現状と課題

労福協 鈴木正弘

## 1 はじめに

連合寄付講座のテーマ 「労働と生活」

(1) 今回の講座から「労働と生活」の「生活」をテーマ



(2) 働く者にとって「労働」と「生活」は密接不可分な関係

## 2 そもそも協同組合って

(1) 近代的協同組合で最初に成功したのは「ロッチデール公正先駆者組合」

・「ロッチデール原則」

- ①加入・脱退の自由
- ②民主的運営の原則
- ③出資配当制限の原則
- ④利用高剰余金処分の原則
- ⑤政治的及び宗教的中立の原則
- ⑥現金取引の原則
- ⑦教育の推進

(2) 国際協同組合同盟（ICA）100周年記念大会（1995.9.イギリス）で「協同組合のアイデンティティに関する声明」が採択（資料1）

①2012年国連は国際協同組合同年とした

協同組合同年の基本スローガン「協同組合がより良い社会を築く」

②働きかけた機関とILO193号勧告

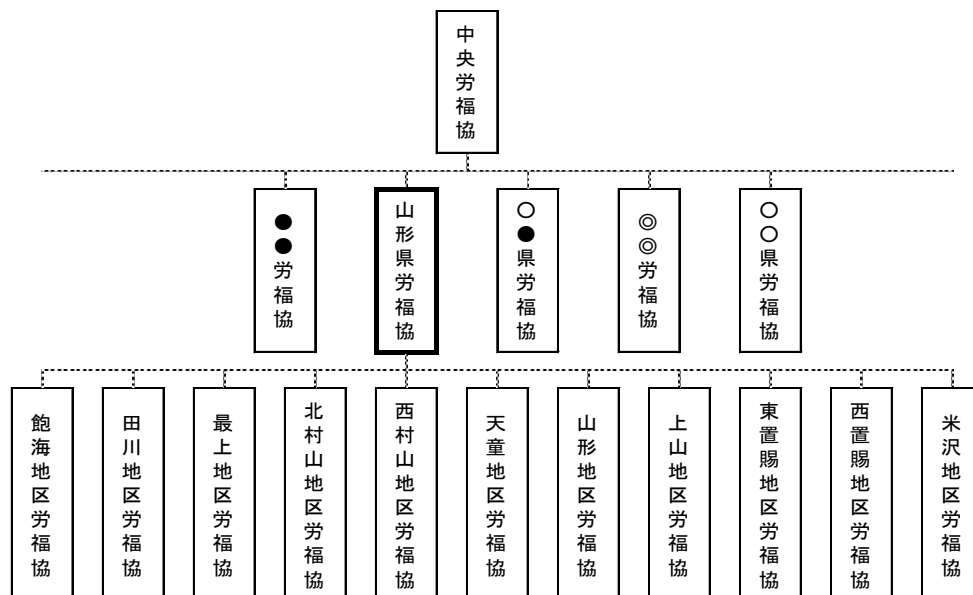
- a. なぜ、ILO（国際労働機関）が国連に働きかけたのか  
「フィラデルフィア宣言」（1944）（資料2）
  - b. 協同組合の理念は、ILOの理念と合致している
  - c. 2002年ILO勧告「協同組合の促進勧告」（資料3）
- (3) 社会運動の先駆者 賀川豊彦（1888～1960）の「協同組合中心思想」
- ①利益共楽＝生み出した利益は皆で分かち合い、ともに豊かになろうとする。
  - ②人格経済＝強欲に走らず、人間を尊重した経済社会とする。
  - ③資本協同＝皆で元手を持ち寄り、生活を豊かにする資本として活かす。
  - ④非搾取＝皆が平等で利益を分かち合う。
  - ⑤権力分散＝すべての人が権利を保障され、現場に近い所で決定する。
  - ⑥超政党＝時の政府、政党におもねることのない自立した精神で行動する。
  - ⑦教育中心＝これらの精神を絶えず学ぶことが重要。
- (4) 協同組合と株式会社はどう違う
- ①協同組合 「議決権は組合員一人一票」  
「非営利」  
「剰余金は利用高配当」
  - ②株式会社 「議決権は株主の株の保有量による」  
「営利を目的とする」  
「利益は株主の株の保有量により配当」

### 3 労福協について

- (1) 正式名：労働者福祉協議会
- ① 中央労福協 : 労働者福祉中央協議会
  - ② 山形県労福協 : 一般社団法人山形県労働者福祉協議会
- (2) 労働組合と生活協同組合でつくった「助け合い」組織  
「福祉はひとつ」から「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」
- (3) 中央労福協の設立と組織構成
- ① 1949年08月 生活物資の共同調達からスタートした中央労福協  
中央物対協（労務者用物資対策中央連絡協議会）
  - ② 労働組合、労福協が母体となり、つくられた労働金庫、全労済  
質屋と高利貸しからの解放、そして連帯・協同、支え合い・助け合い
  - ③ 1957年 以降 中央労福協（労働者福祉中央協議会）
  - ④ 組織構成 51労働団体、13事業団体、47都道府県の地方労福協で構成
- (4) 山形県労福協の設立と組織構成
- ① 1953年05月 山形県労働組合福祉対策協議会の発足
  - ② 1955年04月 山形県労働福祉事業団体協議会（県福団協）の発足

- ③ 1976年03月 山形県労福協（山形県労働者福祉協議会）の発足
- ④ 2008年04月 社団法人山形県労福協の設立
- ⑤ 2012年04月 一般社団法人山形県労福協に移行
- ⑥ 組織構成 1労働団体、6事業団体、11地区労福協
  - a. 1労働団体
    - ① 連合山形（日本労働組合総連合会山形県連合会）
  - b. 6事業団体
    - ① 労働金庫（東北労働金庫山形県本部）
    - ② 全労済（山形県勤労者共済生活協同組合）
    - ③ 生協（山形県生活協同組合連合会）
    - ④ 福祉センター（一般社団法人山形県勤労者福祉センター）
    - ⑤ 教育基金協会（公益財団法人山形県勤労者育成教育基金協会）
    - ⑥ 経済社会研究所（一般社団法人山形県経済社会研究所）
  - c. 11地区労働者福祉協議会（県内35基礎自治体：13市、19町、3村）
    - ① 飽海地区労福協（酒田市、遊佐町）
    - ② 田川地区労福協（鶴岡市、三川町、庄内町）
    - ③ 最上地区労福協（新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村）
    - ④ 北村山地区労福協（村山市、東根市、尾花沢市、大石田町）
    - ⑤ 西村山地区労福協（寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町）
    - ⑥ 天童地区労福協（天童市）
    - ⑦ 山形地区労福協（山形市、山辺町、中山町）
    - ⑧ 上山地区労福協（上山市）
    - ⑨ 東置賜地区労福協（南陽市、高畠町、川西町）
    - ⑩ 西置賜地区労福協（長井市、小国町、白鷹町、飯豊町）
    - ⑪ 米沢地区労福協（米沢市）

（5）中央労福協、山形県労福協、地区労福協の組織関係



#### 4 私たちはどんな時代で生きているのか（この数年間の特徴）

##### （1）貧困社会

格差社会、二極化、ホームレス、生活保護、預貯金ゼロ世帯、貧困率

- ① 相対的貧困率 （表 1）
- ② 給与所得の状況 （表 2）

##### （2）市場経済の暴走 勝ち組優先社会、ワーキング・プア（官制も含め） 経営者の倫理観の喪失

###### ・ 1995 年日経連「新時代の日本的経営」

1 類型：長期蓄積能力活用型グループ＝期間の定めのない雇用契約

昇給あり、退職金・年金有。管理職・総合職・技術部門の基幹職。

2 類型：高度専門能力活用型グループ＝有期雇用契約。昇給・退職金・年金なし。

専門職（企画・営業・研究開発など）

3 類型：雇用柔軟型グループ＝有期雇用契約。昇給・退職金・年金なし。

一般職、技能部門、販売部門。

##### （3）雇用の劣化 正規労働者・非正規労働者、フリーター、ニート 失業者数・率、（年越）派遣村

「雇用の規制緩和」

- ① 「国家戦略特区」
- ② 「解雇の金銭解決」
- ③ 「限定正社員」

##### （4）劣化した社会 不安・孤立社会、無縁社会、多くの自殺者

##### （5）3.11 東日本大震災と原発事故

##### （6）アベノミクスの本質

#### 5 山形県労福協の数年の歴史

（1）2005 年 08 月 「勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための四団体確認」

（2）2006 年 01 月 山形県労福協「ライフサポートセンターの設置」検討委員会  
（12 月「報告」）

（3）2007 年 04 月 「法人化」にむけた作業

（4）2008 年 04 月 「社団法人山形県労福協」の設立

（5）2008 年 12 月 「無料職業紹介事業（ろうふく無料職業紹介所）」の許可

（6）2009 年 03 月 事業名を「生活あんしんネットやまがた事業」へ

（7）2012 年 04 月 「一般社団法人山形県労働者福祉協議会」に移行

## 6 「生活あんしんネットやまがた事業」について

- (1) 暮らしの相談活動
- (2) 無料職業紹介事業
- (3) 各種セミナー、講演会の開催
- (4) 「多重債務対策ネット」の県内組織7地区の設置（2006年10月～2009年05月）
- (5) 行政との関係
  - ① 無料職業紹介事業
  - ② 県の委託事業
    - a. 「生活あんしんネットやまがた事業」（2009年07月～）
    - b. 「総合的就業・生活支援事業」（2012年04月～）
    - c. 「労働教育支援事業」（2012年11月～）

## 7 当面の労働運動の課題

- (1) 貧困・格差の是正と解消
  - 格差是正の具体策
    - ① 最低賃金1,000円の実現
    - ② 非正規労働者の均等待遇・組織化
- (2) 「組合員のだけの運動」から「社会的広がりをもった運動」へ
- (3) 労働運動と労福協運動との提携強化

## 8 労福協のめざすもの（求められるもの）

- (1) 労働者自主福祉運動の展開
- (2) 共助の輪をつくること
  - ① 困ったときはお互い様
  - ② 人は社会とは無関係に生きられない
- (3) 社会の不条理に立ち向かう姿勢
  - ① 共感を得る活動をしていくこと
  - ② 「かすがい」としての労福協
- (4) 地域生活圏に労働福祉の運動基盤を広げること
  - ・労働組合と労福協、多様な市民活動（NPOなど）との連携
- (5) 働くすべての者の「幸せ」の追求

表1) 相対的貧困率の推移

	1997年	2000年	2003年	2006年	2009年	2012年
相対的貧困率	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
貧困線	130万円	120万円	117万円	114万円	112万円	111万円

※OECD加盟国30か国中、日本はメキシコ、トルコ、米国に次いで4番目に高い貧困率となっている。

表2) 春闘賃上げ状況一覧

経済・社会・春闘	民間主要・中小企業春闘賃上げ状況の推移							失業率
	出来事	年	主要企業			中小企業		
			現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	現行ベース (円)	妥結額 (円)	
								出所:厚生労働省
春闘の発足、8単産共闘	1955							2.50
池田内閣 所得倍増計画	1961	21,444	2,970	13.8				1.40
	1966	32,095	3,403	10.6	22,407	2,704	11.1	1.30
日経連「生産性基準原理」提唱	1971	57,459	9,727	16.9	43,770	8,003	18.3	1.20
低成長下の春闘	1976	131,349	11,596	8.8	103,271	10,045	9.7	1.90
	1981	182,690	14,037	7.68	144,882	11,399	7.87	2.20
	1986	222,869	10,146	4.55	179,438	7,506	4.18	2.76
バブル崩壊・景気後退、ソ連解体・共和国連合	1991	264,082	14,911	5.65	207,406	11,447	5.52	2.09
	1996	305,066	8,712	2.86	233,178	6,148	2.64	3.36
小泉首相誕生「聖域なき構造改革」	2001	315,359	6,328	2.01	244,426	3,775	1.54	5.04
ホリエモン逮捕	2006	316,723	5,661	1.79	244,776	3,587	1.47	4.12
郵政民営化	2007	314,910	5,890	1.87	245,349	3,807	1.55	3.83
リーマンブラザーズ経営破たん、年越し派遣村	2008	308,948	6,149	1.99	245,402	3,787	1.54	3.98
政権交代、鳩山首相誕生	2009	307,991	5,630	1.83				5.05
官首相誕生、参院選大敗・ねじれ国会	2010	303,151	5,516	1.82				5.05
東日本大震災、福島第一原発事故、野田首相誕生	2011	303,453	5,555	1.83				4.58
第46回衆院選・自民大勝、第2次安倍内閣発足	2012	303,238	5,400	1.78				4.33
	2013	304,330	5,478	1.80				4.02
	2014	306,469	6,711	2.19				3.58
安保法案強行採決・労働者派遣法成立	2015	309,431	7,367	2.38				3.51

※ 中小企業調査は2008年度までで廃止

表3) 労働組合組織率の推移

	山形県				全国			
	組合数	組合員数	雇用者数	推定組織率	組合数	組合員数	雇用者数 (万人)	推定組織率
1948年	843	83,130	168,473	49.4	33,926	6,677,427	1,259	53.0
1949年	684	74,234	168,473	44.1	34,688	6,655,483	1,193	55.8
1958年	586	73,517	192,000	38.3	37,823	6,881,581	2,134	32.7
1968年	835	102,461	284,000	36.1	56,535	10,774,814	3,159	34.4
1978年	1,076	114,961	348,000	33.1	70,868	12,232,614	3,796	32.6
1988年	988	114,749	429,000	26.8	72,792	12,157,134	4,565	26.8
1998年	942	107,794	475,000	22.7	70,084	11,987,178	5,391	22.4
2006年	823	87,710	448,751	19.5	59,019	9,961,299	5,517	18.2
2008年	786	86,666	469,200	18.5	57,197	9,988,736	5,565	18.1
2010年	738	83,231	469,200	17.7	55,910	9,988,454	5,447	18.5
2012年	722	81,312	426,096	19.1	54,773	9,830,867	5,528	17.9
2013年	719	80,869	426,096	19.0	54,182	9,821,611	5,571	17.7
2014年	710	79,705	426,096	18.7	53,528	9,777,253	5,617	17.5
2015年	704	79,108	426,096	18.6	52,768	9,825,300	5,665	17.4

## 資料 1

### 協同組合のアイデンティティーに関する国際協同組合同盟（ICA）声明 （1995年ICA100周年記念大会で採択）

#### 定義

協同組合は自発的に結合した人々の自主自律の組織体であり、その目的は自分たちがオーナーとなって民主的に運営する企業体によって、みんなに共通の経済的、社会的、文化的な必要を充たし願望を達成することにある。

#### 基本的価値

協同組合運動は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯をその基本的価値とする運動である。協同組合の組合員は、創始者たちの伝統を受け継いで、誠実、開放性、社会に対する責任、他人への配慮という倫理的な価値をその信条としている。

#### 協同組合原則

協同組合原則は、協同組合が自分たちが抱いている上記の諸価値を実践活動に活かすための運営指針（ガイドライン）である。

##### 第1原則 自発的で開かれた組合員組織

協同組合は自発的な組織体であって、組合の事業を利用することができ、組合員としての責任を進んで引き受けようとするすべての人に門戸を開いている。男女の別、社会的性格、人種、政治的な立場、宗教などによって差別することはない。

##### 第2原則 組合員による民主的運営

協同組合は組合員によって運営される民主的な組織体で、組合員は組合の企画立案や意思決定に積極的に参加する。選ばれて組合員代表の役についている人たちは、組合員に対して責任を負う。第一次組織である単位組合では、組合員は平等の投票権（一組合員一票）を持つ。連合会などの上部組織も、民主的な組織形態をとるものとする。

##### 第3原則 経済的側面での組合員参加

組合員は自分たちの組合の資本形成に分に応じて公正に寄与し、またその資本を民主的に管理する。この資本の少なくとも一部は、通常組合の共有財産とする。組合員が加入の条件として出資した資金に対して、報酬として利子を与えられる場合は（ない場合もあるが）、その率は通常制限される。剰余金は組合員によって次の用途の一部もしくは全部に充てられる。すなわち、

自分たちの組合の発展のため、できれば準備金として留保し、その少なくとも一部を不分割とする

組合員との取引高に比例して、組合員に分配するため

組合員の承認のもとで、自分の組合以外の活動を支援するため

##### 第4原則 自律と独立

協同組合は組合員が運営する自律、自助の組織体である。協同組合が政府を含む外部の組織と提携し、あるいは外から資本を調達する場合には、組合員による民主的運営を堅持し、協同組合の自律性を確保できるような条件のもとで行なうものとする。

##### 第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、その組合員、選挙された役員、管理職、従業員に対して、それぞれが組合の発展に効果的に貢献できるように、教育や研修を与える。また公衆 — とくに若者や世論に影響力のある人たち — に対して、協同組合の特質やその利点について広報活動を行なう。

##### 第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、組合員にもっとも効果的に役立ち、また協同組合運動全体を強化するために、地区内で、全国的に、国際的なブロックで、さらには世界的な規模で、その連帯の仕組みを通して互いに連携、協力する。

#### 第7原則 地域社会への配慮

協同組合は、組合員が同意する方針にしたがって、地元の地域社会の持続可能な発展のために力を尽くす。

### 資料2

#### 国際労働機関の目的に関する宣言

国際労働機関の総会は、その第26回会期としてフィラデルフィアに会合し、1944年5月10日、国際労働機関の目的及び加盟国の政策の基調をなすべき原則に関するこの宣言をここに採択する。

1 総会は、この機関の基礎となっている根本原則、特に次のことを再確認する。

(a) 労働は、商品ではない。

(b) 表現及び結社の自由は、 不断の進歩のために欠くことができない。

(c) 一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である。

(d) 欠乏に対する戦は、各国内における不屈の勇気をもって、且つ、労働者及び使用者の代表者が、政府の代表者と同等の地位において、一般の福祉を増進するために自由な討議及び民主的な決定にともに参加する継続的且つ協調的な国際的努力によって、遂行することを要する。

2 永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立できるという国際労働機関憲章の宣言の真実性が経験上十分に証明されていると信じて、総会は、次のことを確認する。

(a) すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ。

(b) このことを可能ならしめる状態の実現は、国家の及び国際の政策の中心目的でなければならない。

(c) 国家の及び国際の政策及び措置はすべて、特に経済的及び財政的性質をもつものは、この見地から判断することとし、且つ、この根本目的の達成を促進するものであり且つ妨げないものであると認められる限りにおいてのみ是認することとしなければならない。

(d) この根本目的に照らして経済的及び財政的の国際の政策及び措置をすべて検討し且つ審議することは、国際労働機関の責任である。

(e) 国際労働機関は、委託された任務を遂行するに当り、関係のあるすべての経済的及び財政的要素に考慮を払って、その決定及び勧告の中に適当と認める規定を含めることができる。



### 資料3

#### 2002年の協同組合の促進勧告（第193号）

正式名：協同組合の促進に関する勧告

（第90回総会で2002年6月20日に採択された最新の勧告）

勧告の主題別分類：協同組合 勧告のテーマ：雇用政策、雇用促進

#### [ 概要 ]

1966年に採択された協同組合（発展途上にある国）勧告（第127号）は、対象が発展途上国のみ限定されていたが、これに置き換わり、全世界的に適用されるものとして採択された新しい勧告。勧告は、協同組合を、「共同で所有され、かつ、民主的に管理される企業を通して、共通の経済的、社会的及び文化的ニーズ及び希望を満たすために自発的に結合された自主的な人々の団体」と定義し、雇用創出、資源動員、投資創出、経済寄与における協同組合の重要性、協同組合が人々の経済・社会開発への参加を推進すること、グローバル化が協同組合に新しい圧力、問題、課題、機会をもたらしたことを認識し、協同組合を促進する措置を講じるよう加盟国に呼びかける。労使団体と協同組合団体の役割、相互関係、国際協力に関する規定も含まれる。

### 資料4

#### 一般社団法人山形県労働者福祉協議会「定款」

#### 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、山形県における労働者及び一般県民（以下「労働者等」という。）のための福祉活動を総合的に推進し、福祉向上に関する事業を行い、労働者等の生活の安定及び勤労者の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）労働者等の福祉、生活の相談及び支援に関する事業
- （2）労働者等の福祉向上を目的とする事業
- （3）労働者等の福祉についての調査、研究及び啓発に関する事業
- （4）労働者等の福祉についての政策・制度要請に関する事業
- （5）労働者等の教育、文化の向上並びに交流に関する事業
- （6）労働者等の自主的福祉活動に関する支援事業
- （7）労働団体並びに労働者福祉事業団体による労働者福祉活動の支援及び連絡調整に関する事業
- （8）無料職業紹介及び就労支援に関する事業
- （9）その他この法人の目的達成に必要な事業

## 資料5

### 消費生活協同組合法

(昭和二十三年七月三十日法律第二百号)

#### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もつて国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

(組合基準)

**第二条** 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。
  - 二 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。
  - 三 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
  - 四 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
  - 五 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。
  - 六 組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。
- 2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

#### 第二章 事業

(最大奉仕の原則)

**第九条** 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

## 資料6

### 農業協同組合法

(昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号)

#### 第一章 総則

**第一条** この法律は、農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

**第三条** この法律において「農業者」とは、農民又は農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人を除く。）をいう。

- 2 この法律において「農民」とは、自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。
- 3 この法律において「農業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに付随する業務を含む。）をいう。
- 4 自ら前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う薪炭生産の業務（これに付随する業務を含む。）は、この法律の適用については、農業とみなす。

#### 第二章 農業協同組合及び農業協同組合連合会

##### 第一節 通則

**第四条** 農業協同組合又は農業協同組合連合会の名称中には、農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いなければならない。

○2 農業協同組合又は農業協同組合連合会でない者は、その名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いてはならない。

**第五条** 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下組合と総称する。）は、法人とする。

**第六条** 組合が、その事業の利用分量の割合に応じてなした剰余金の配当に相当する金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

**第七条** 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

**第八条** 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

**第九条** 組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下この条、第十一条の四十九第一項第五号、第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四において「私的独占禁止法」という。）の適用については、これを私的独占禁止法第二十二條第一号及び第三号に掲げる要件を備える組合とみなす。

## 第二節 事業

**第十条** 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員（農業協同組合連合会にあつては、その農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者。次項及び第四項並びに第十一条の三十一第三項及び第九項を除き、以下この節において同じ。）のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導

二 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

三 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

四 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給

五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

六 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設

七 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理

八 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売

九 農村工業に関する施設

十 共済に関する施設

十一 医療に関する施設

十二 老人の福祉に関する施設

十三 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十四 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

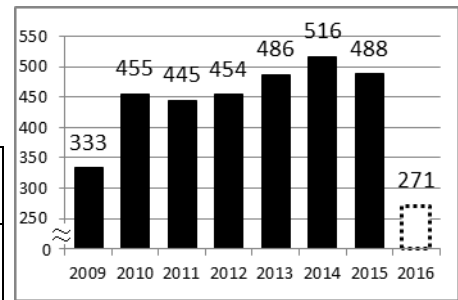
十五 前各号の事業に附帯する事業

資料 7

# 生活あんしんネットやまがた事業

## 1. 相談件数の推移 (2016年11月末現在)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (11月末)
相談件数 (件)	333	455	445	454	486	516	488	(271)



## 2. 今年度の相談件数 (2016年11月末現在)

多い順に、①「その他」71件(前年比-7件)、②「法律相談」36件(“-5件)、  
③「家庭問題」27件(“-32件)、④「労働問題」25件(“+6件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年4~11月	
										件数	増減
法律相談	1	6	0	13	4	3	0	9	36	41	-5
消費者相談	2	1	0	1	5	3	0	1	13	11	+2
家庭問題	7	3	2	4	2	3	1	5	27	59	-32
労働問題	5	6	5	3	1	3	0	2	25	19	+6
職場のトラブル	1	2	1	1	2	0	1	1	9	23	-14
就労就職	0	2	0	0	0	0	0	2	4	4	0
クレサラ・債務	1	0	4	2	2	4	3	4	20	18	+2
金銭・生活苦	0	0	1	3	4	1	2	0	11	19	-8
共済・保険	0	0	1	1	0	0	1	0	3	7	-4
借地借家	0	0	0	1	0	0	1	0	2	2	0
土地・住居	0	0	0	2	0	0	0	0	2	11	-9
税金	0	0	0	0	1	0	1	1	3	2	+1
年金	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	+1
医療・保険	2	2	1	2	3	5	1	1	17	7	+10
福祉介護	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	-1
子育て	0	1	1	0	0	0	0	0	2	1	+1
心の悩み	2	0	3	3	7	0	3	1	19	41	-22
生きがい	1	1	0	0	1	0	0	0	3	0	+3
ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
その他	10	12	10	7	6	8	15	3	71	78	-7
小計	32	36	29	44	39	30	29	32	271	348	-77

## 3. 特徴

- ①性別 女性 55%、男性 45%。昨年比で女性からの相談が減少。
- ②年代別 60代以上が51%と半数を占め、30代以下の若年者は少ない。
- ③地域別 山形市を含む村山地域が56%、次いで置賜地域が33%など。

## 4. 相談事例

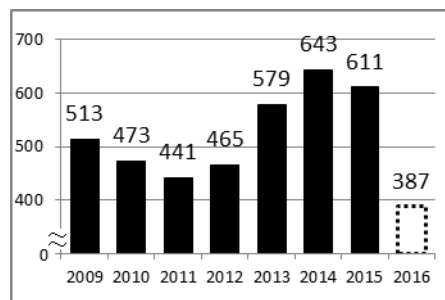
- ◆法律相談……「親族間で相続協議がまとまらない」「離婚時の親権・養育費は？」など
- ◆家庭問題……「仕事が長続きしない息子の心配」「夫(妻)への不満」など
- ◆労働問題……「年次有給休暇が取れない」「セクハラ・パワハラ」など
- ◆職場のトラブル……「職場で孤立している」「部下が指示を受け入れてくれない」など
- ◆金銭・生活苦……「軽度の精神障がいがあり就活も厳しく生活が苦しい」など
- ◆心の悩み……「ストレスからうつになってしまった…」「夫が自死してつらい…」など
- ◆その他……「近隣トラブル」「家の中にヘビがいる、どうしたら良いか」など

**資料 8**

**総合的就業・生活支援事業**

**1. 相談件数の推移** (2016年11月末現在)

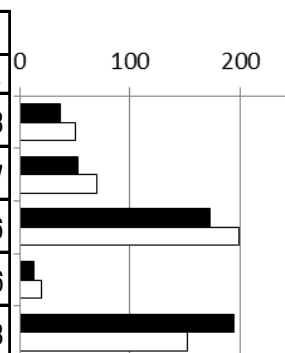
年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (11月末)
相談者数 (人)	513	473	441	465	579	643	611	(387)



**2. 今年度の相談件数** (2016年11月末現在)

- 多い順に、①「その他」 195件 (前年比+43件)  
 ②「ハローワーク支援情報」 173件 (〃-26件)  
 ③「生活資金」 53件 (〃-17件)  
 ④「住居関係」 37件 (〃-13件)  
 ⑤「職業訓練」 13件 (〃-6件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計	前年4~11月	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	増減	
住居関係	5	6	2	2	4	6	10	2	37	50	-13
生活資金	10	5	9	6	10	4	6	3	53	70	-17
ハローワーク情報	19	20	35	19	27	20	13	20	173	199	-26
職業訓練	6	5	1	1	0	0	0	0	13	19	-6
その他	31	30	16	17	25	34	30	12	195	152	+43
小計	71	66	63	45	66	64	59	37	471	490	-19



前年	件数	49	53	54	86	95	55	51	47	490
4~11月	増減	+22	+13	+9	-41	-29	+9	+8	-10	-19

**3. 特徴**

- ①性別 女性 55%、男性 45%。女性からの相談が増加している。  
 ②年代別 各年代から幅広く相談が寄せられている。20~30代が増加傾向。  
 ③地域別 山形市と周辺市町村在住の相談者からの相談が半数を占める。

**4. 相談事例**

- ◆住居関係……「実家に居候中で早く実家を出たい」「家賃滞納で追い出された」など
- ◆生活資金……「失業期間が長くなり雇用保険失業給付も切れて生活費が無い」など
- ◆ハローワーク支援情報……「前職と同業種の仕事を探しているが見つからない」「正社員希望だが見つかるか不安」「適職がわからない」など
- ◆職業訓練……「介護職で働きたいが資格がない」など
- ◆その他……「失業中で義母と家に居る時間が苦痛」「前職のトラウマでパニック」など